

令和7年度 第1回 別府市国民健康保険運営協議会

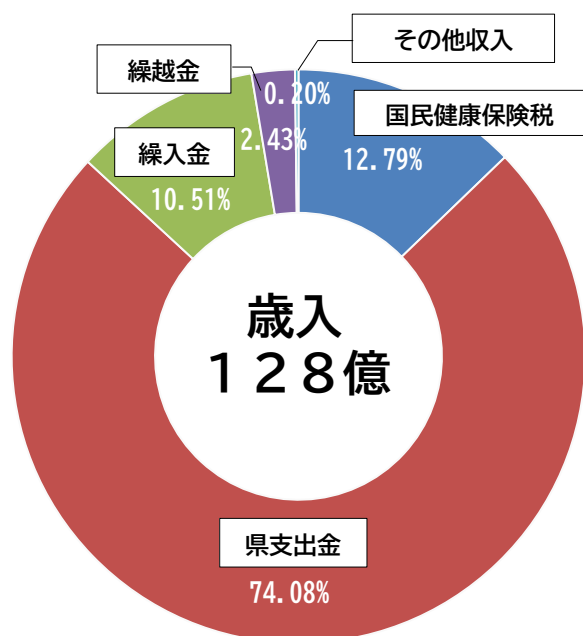
報告事項

国民健康保険事業の状況

1.	別府市国民健康保険事業特別会計 令和6年度決算	2
2.	別府市国民健康保険事業特別会計 収支の推移	3
3.	被保険者数・医療費の推移	4
4.	1人当たり医療費の推移	5
5.	1人当たり医療費(区分別)の推移	6
6.	収納状況の推移(現年度分)	7
7.	収納率向上の取組	8
8.	保健事業の概要	9
9.	制度改正にかかる変更事項	11

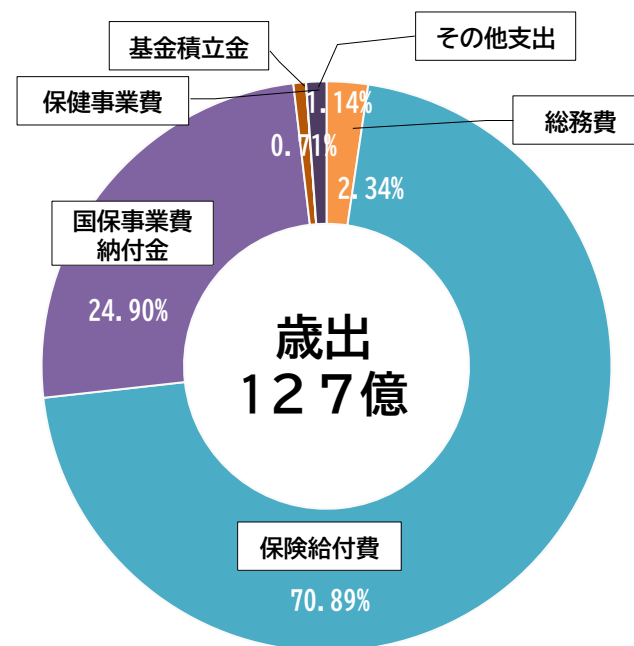
1 令和6年度決算

令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入・歳出ともに前年度より減少しています。実質収支額は約1億円の黒字となりました。



歳入費目	金額 (百万円)
国民健康保険税	1,636
県支出金	9,477
繰入金 ※	1,344
繰越金	311
その他収入	26
計	12,794

※基金繰入金(7千万円)含む



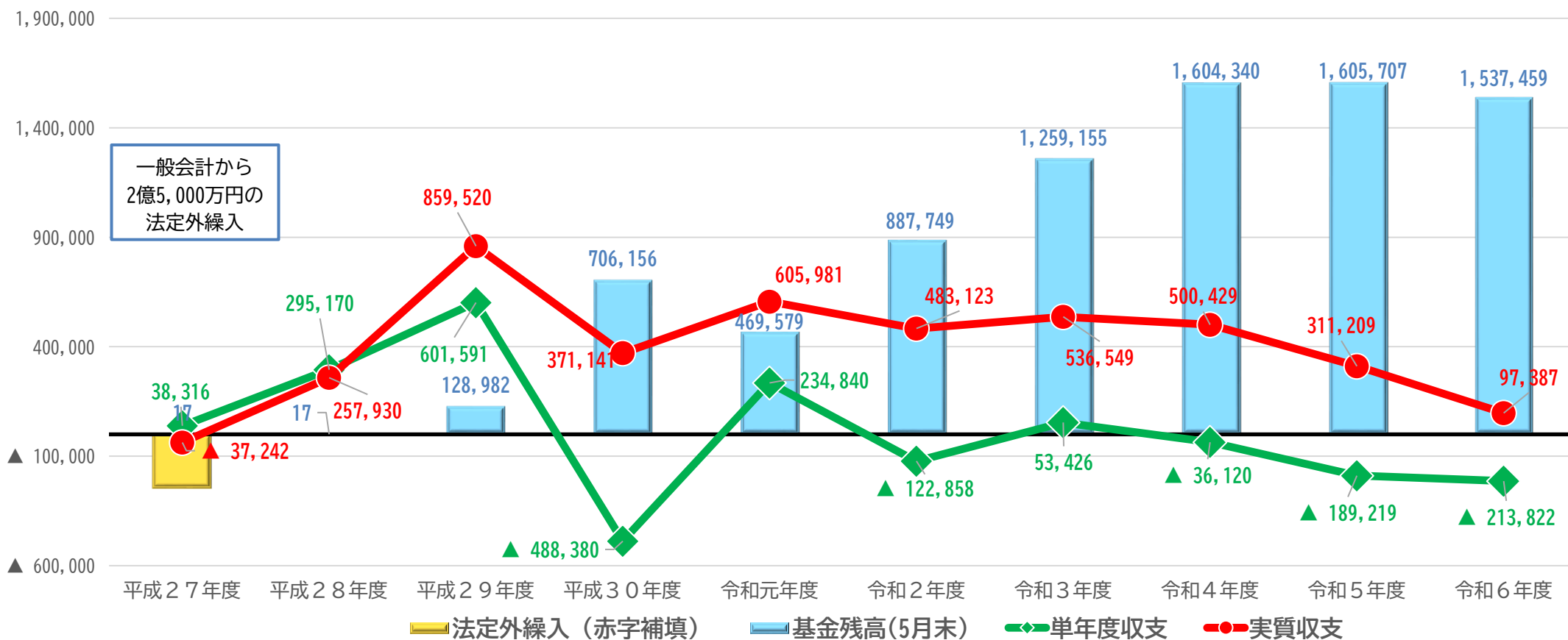
歳出費目	金額 (百万円)
総務費	298
保険給付費	9,000
国保事業費納付金	3,162
保健事業費	90
基金積立金	2
その他支出	145
計	12,697

2 収支の推移

令和4年度及び令和5年度の単年度収支における赤字分は、繰越金で補填されましたが、令和6年度は繰越金で補填できない分について、基金を7,000万円取崩し補填しました。

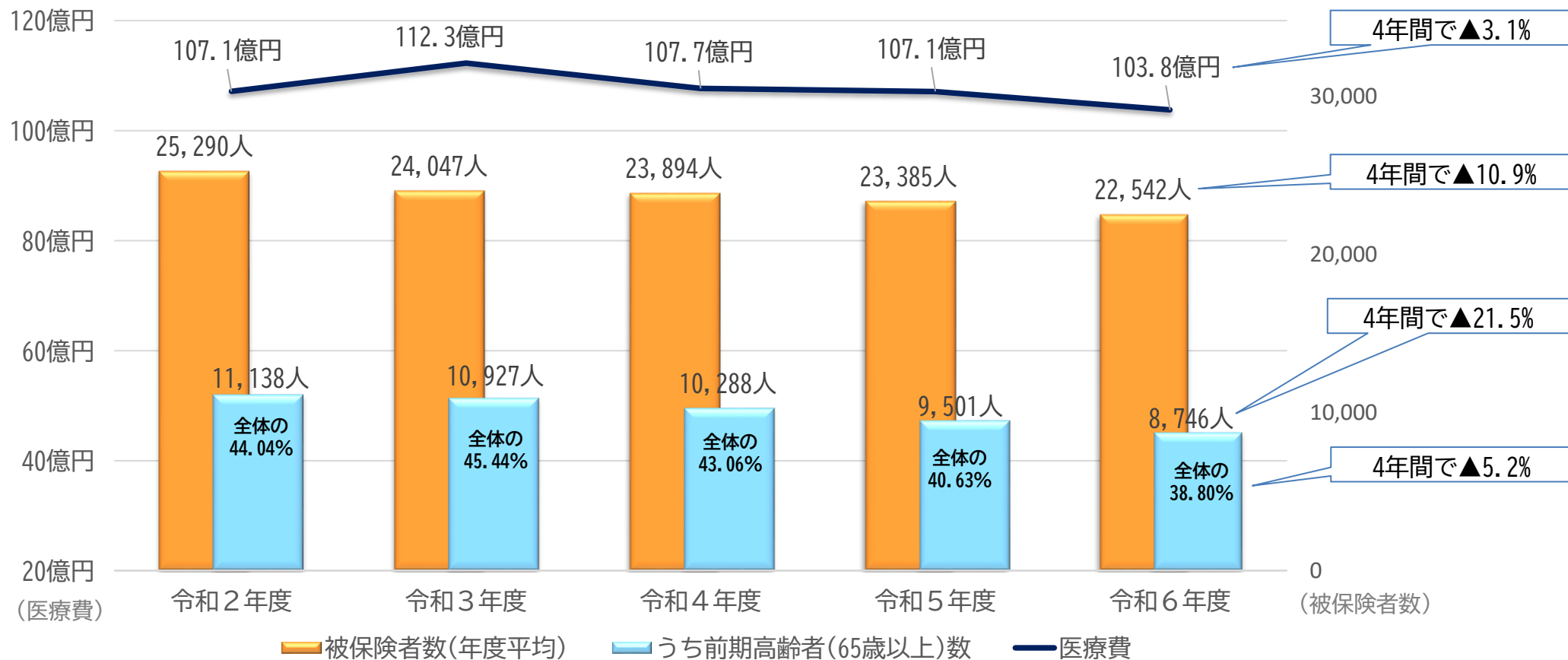
(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
単年度収支	38,316	295,170	601,591	▲ 488,380	234,840	▲ 122,858	53,426	▲ 36,120	▲ 189,219	▲ 213,822
実質収支	▲ 37,242	257,930	859,520	371,141	605,981	483,123	536,549	500,429	311,209	97,387
基金残高(5月末)	17	17	128,982	706,156	469,579	887,749	1,259,155	1,604,340	1,605,707	1,537,459



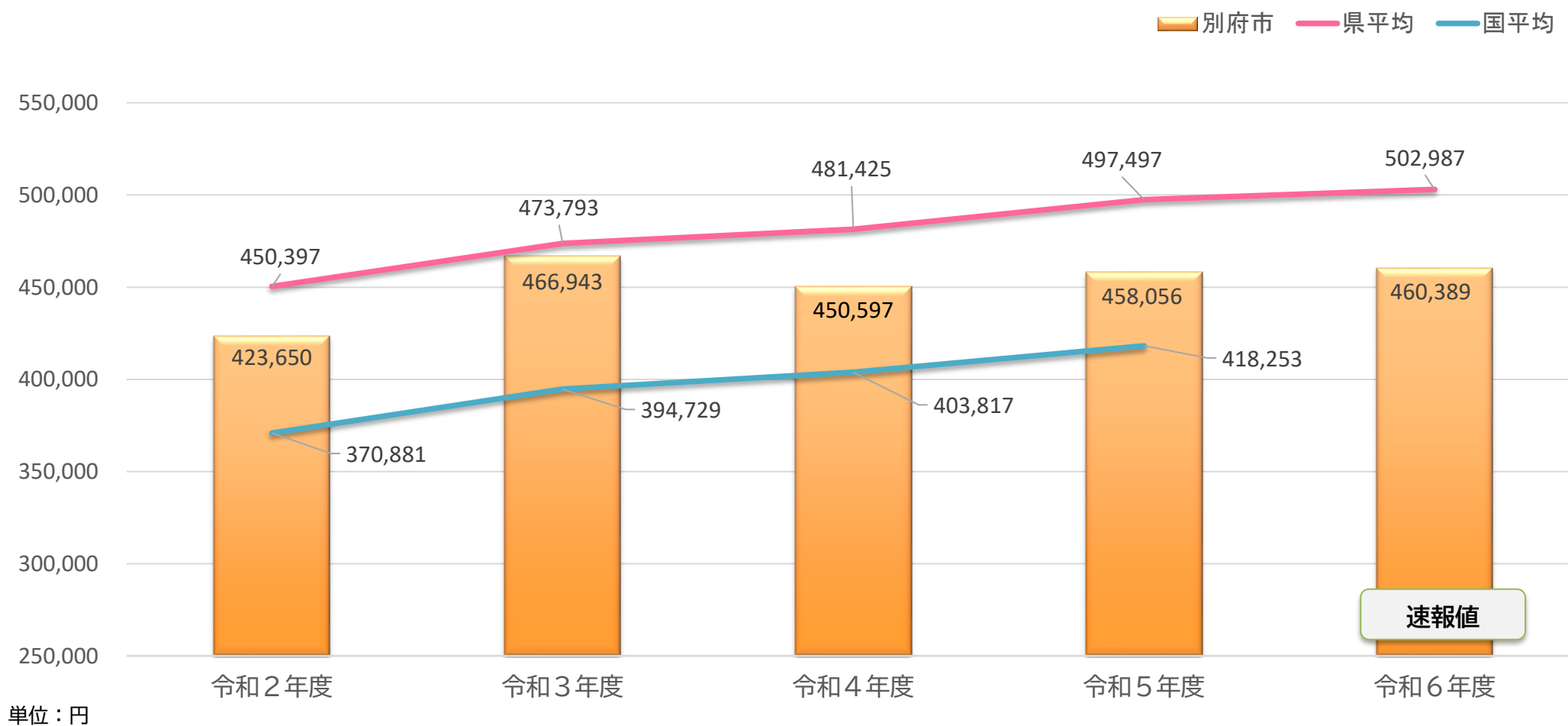
3 医療費・被保険者数の推移

- ・医療費は被保険者数の減少に伴い、4年間で3.1%減額しています。
- ・被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行等に伴い、4年間で10.9%減少しています。
- ・被保険者数に占める前期高齢者の割合も、4年間で5.2%減少しています。



4 1人当たり医療費の推移

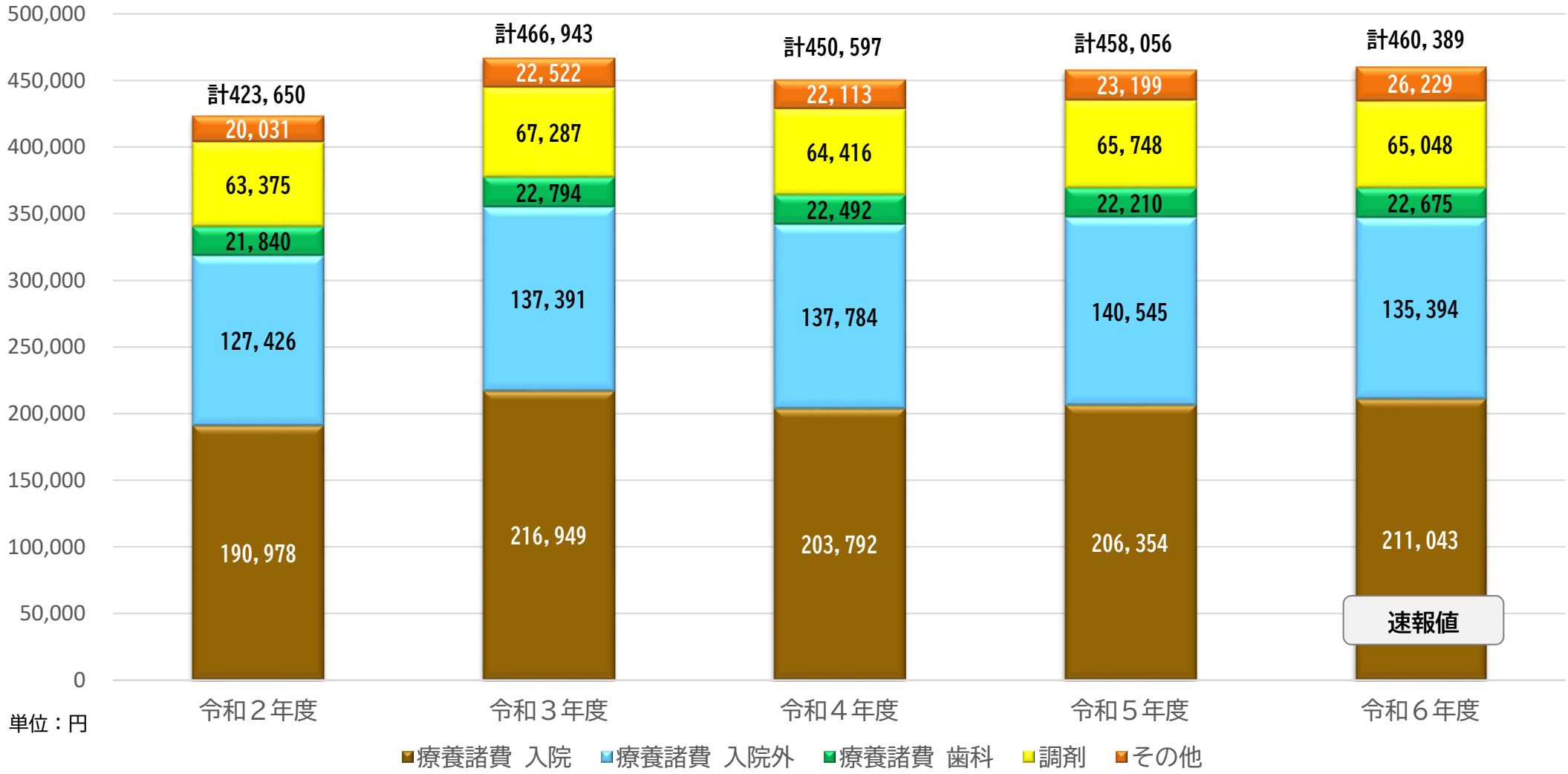
- ・別府市は県平均より低く、国平均より高い傾向で推移しています。
- ・令和6年度は前年度比で0.5%増額となりました。
- ・令和3年度はコロナ禍での受診控えの反動による一時的な大幅増と見られています。



出典：国民健康保険事業年報（令和6年度は速報値）

5 1人あたり医療費(区分別)の推移

- ・入院の療養諸費は増額傾向が続いており、全体の46%を占めています。
- ・入院外の療養諸費及び調剤は、前年度より減少しました。

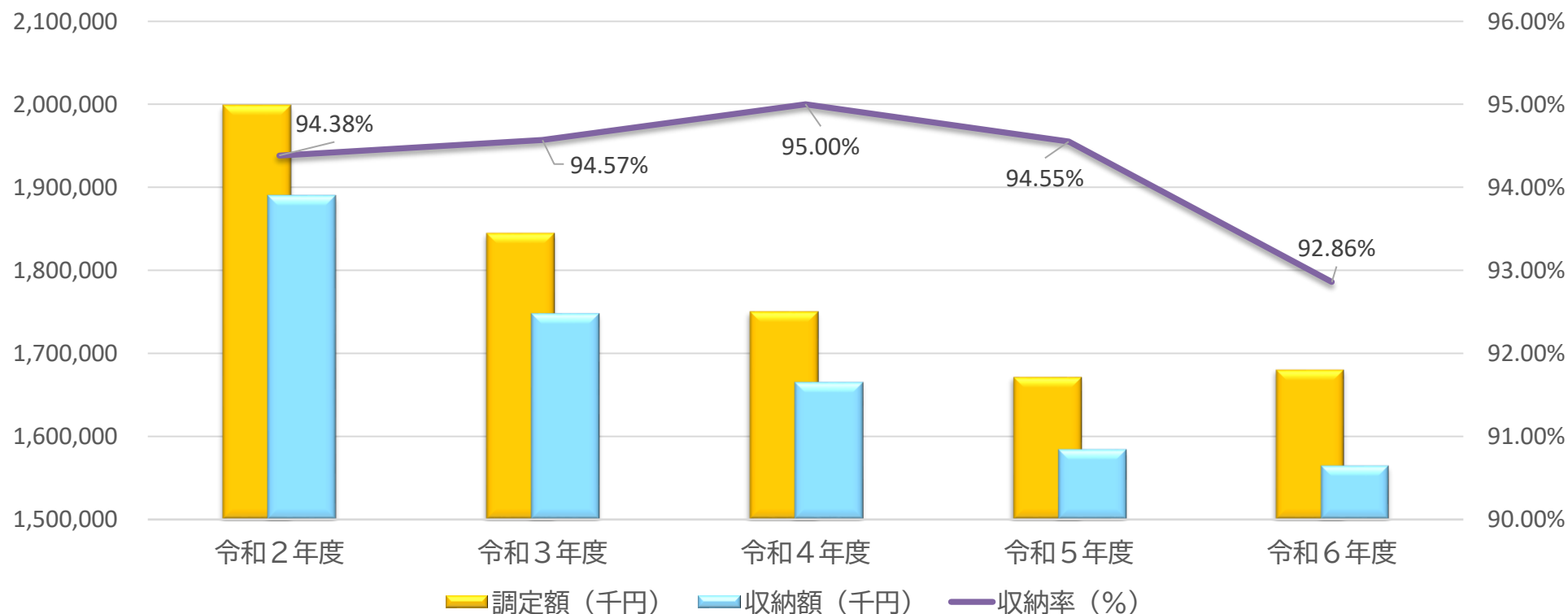


出典：国民健康保険事業年報（令和6年度は速報値）

6 収納状況の推移（現年度分）

令和6年度の現年度分は、前年度に比べて調定額が増加したものの、収納額は約2,000万円の減少となりました。収納率は92.86%となり、前年度より減少しています。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額（千円）	1,998,752	1,845,365	1,750,990	1,672,371	1,681,224
収納額（千円）	1,889,633	1,748,080	1,665,453	1,584,682	1,564,683
収納率（%）	94.38%	94.57%	95.00%	94.55%	92.86%



7 収納率向上の取組

健全な財政運営を行うことができるよう、収納率向上のために様々な取組を行っています。

体制の強化

- 1 令和7年度より「地区担当制」を導入。収納状況の把握、分析、催告、調査、処分までを一貫してできる体制へと変更しました。
また、納税折衝や滞納整理に関する外部主催の実践的研修を通じて職員のスキルアップを図ります。

納付環境の整備

- 2 被保険者の利便性向上のため、コンビニ納付など導入してきましたが、引き続き口座振替の推奨を強化し、また納付環境の拡充として「地方税統一二次元コード(eL-QR)」を利用した納付を令和7年度中に開始できるよう、準備をすすめています。

外国人被保険者に対する周知活動

- 3 口座振替の推奨や所得の申告など制度に関する情報が学生に届くよう、大学と連携して周知活動に取り組んでいます。

適切な滞納整理の実施

- 4 負担の公平性を保つため、納期内に納付がない場合、催告を行い早期収納を図ります。
納付に応じない滞納者に対しては、滞納者の生活・財産状況等に応じて、差押えの実施などの厳正な滞納処分を行うことにより、更なる収納確保に努めます。

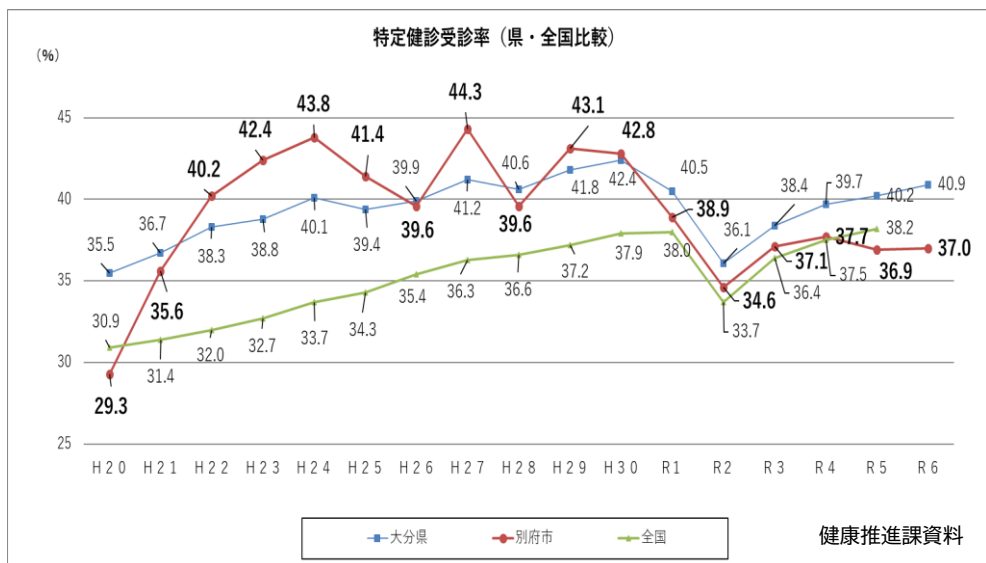
8 保健事業の概要 - 特定健診 -

01

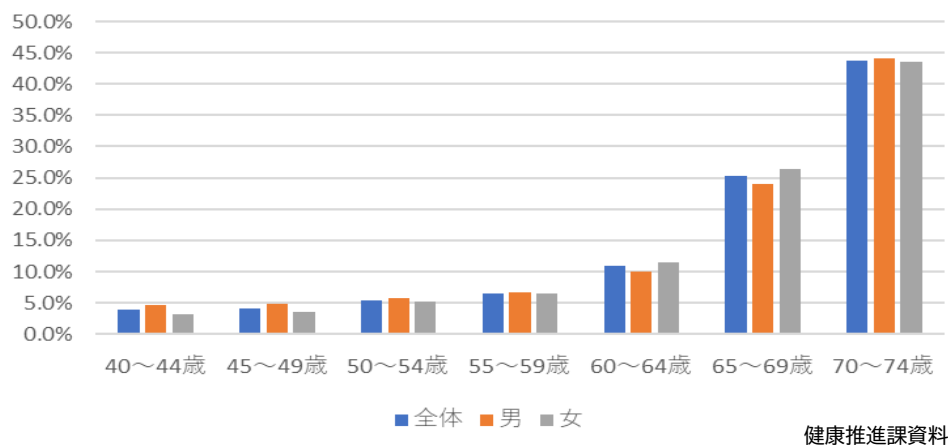
特定健診受診状況（令和6年度）

受診率：37.0% 受診者数：5,005名/13,540名

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の健診。
40歳～74歳を対象としているが、若年層の受診割合が低い。



令和6年度 年齢別受診者割合

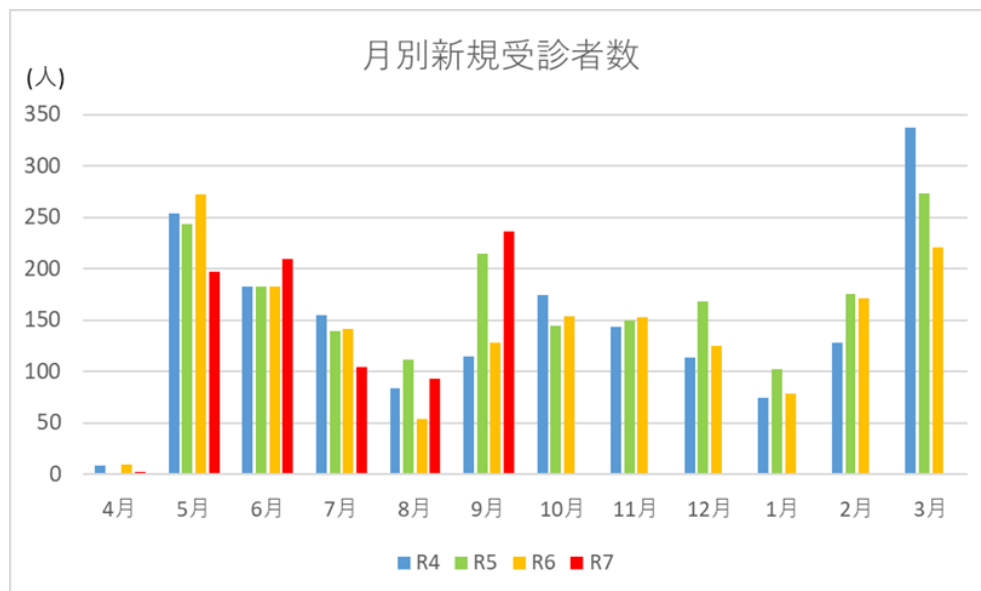


02

受診率向上対策（令和7年度）

★重点取組（インセンティブの付与）

ターゲット 健診の不定期受診者及び未受診者
 取組内容 R7年5月～9月受診者のうち、抽選で「2,000円分のQUOカード」を1,000人に進呈。
 周知方法 受診券及び未受診者通知に記載



★新規取組

- ・ 特定健診受診者へのインセンティブ付与
- ・ 早期からの継続した健診受診の取り組みとして35歳～39歳の国保加入者への健診を開始
- ・ 医療機関でのみなし健診利用勧奨の資材としてポスター及びみなし健診通知一式を配布

8 保健事業の概要 - その他事業 -

03

特定保健指導

R6年度実施率：52.6%
R6年度実施者数：242名/460名

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険度が指摘された人を対象に、危険度に応じて実施。

04

生活習慣病の重症化予防

治療中の人には治療効果が上がるよう生活習慣改善の指導を実施。

R6年度実績：333名/553名

未治療の人には確実に医療受診していただけるよう受診勧奨を実施。

R6年度実績：160名/160名
(うち48名受診)

※特に高血圧、糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎臓病の指導を重視。

05

慢性腎臓病(CKD)対策

CKDの予防及び重症化予防を図るため、保健指導や市民講座の開催、世界腎臓デーに合わせたパネル展示などを実施。

06

重複服薬者に対する 適正服薬に向けた改善指導

R6年度実績：9名

不適切な服薬の改善と健康増進を図るため、重複・多剤服用者に指導を実施。

07

歯周病検診

R6年度受診率：13.9%
(R5年度受診率：10.3%)

令和7年度より対象者を拡充。20歳～70歳の10歳刻み年齢の別府市民を対象に、市内指定医療機関にて無料で実施。

08

データヘルス計画の推進

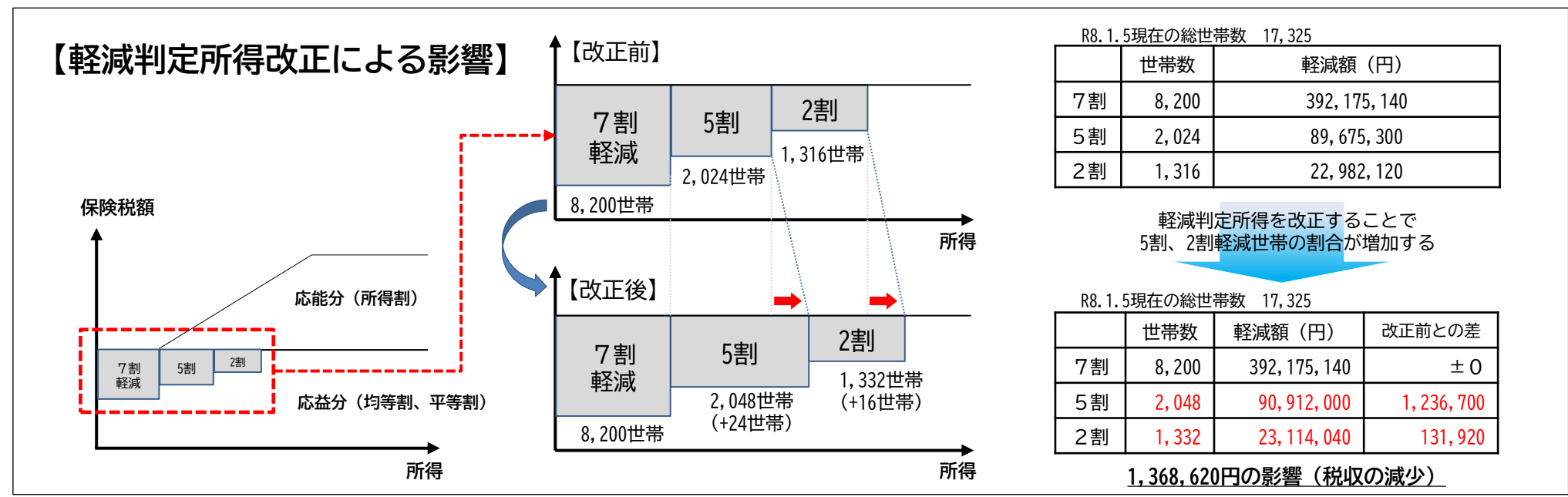
生活習慣病発症予防・重症化予防、医療費の適正化を目的とし、データ分析結果に基づき保健事業を展開します。

9 制度改革にかかる変更事項等 - 軽減判定所得の見直し -

令和7年12月26日に閣議決定された税制改正大綱において、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準の引き上げが施行される予定となりました。

物価高騰に伴う所得水準の上昇により、これまで軽減を受けていた世帯の範囲が縮小しないように軽減判定所得の基準額を改正します。

基準	軽減判定所得 (改正前)	据置	基準	軽減判定所得 (改正後)
7割	①基礎控除額 (43万円) +②10万円×(給与所得者等の数-1)	➡	7割	①基礎控除額 (43万円) +②10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	①基礎控除額 + 30.5万円 × (被保険者数) + ②		5割	①基礎控除額 + 31万円 × (被保険者数) + ②
2割	①基礎控除額 + 56万円 × (被保険者数) + ②		2割	①基礎控除額 + 57万円 × (被保険者数) + ②



9 制度改革にかかる変更事項等 - 高額療養費制度の見直し(未定) -

【70歳以上75歳未満】

区分	現 行		令和8年8月～		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	年間上限
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% 【4回目以降 140,100円】		270,300円+ (医療費-901,000円) ×1% 【4回目以降 140,100円】		1,680,000円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% 【4回目以降 93,000円】		179,100円+ (医療費-597,000円) ×1% 【4回目以降 93,000円】		1,110,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% 【4回目以降 44,400円】		85,800円+ (医療費-286,000円) ×1% 【4回目以降 44,400円】		530,000円
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円	57,600円 【4回目以降44,400円】	22,000円 (※2)	61,500円 【4回目以降44,400円】	530,000円 (※1)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	11,000円 (※3)	25,700円 【4回目以降 24,600円】	290,000円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,700円	180,000円

(※1) 年収200万円未満の区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※2) 一般の外来について、年間の限度額は216,000円

(※3) 低所得者Ⅱの外来について、年間の限度額は96,000円